

9 月 1 7 日 (木)

(第 3 日 目)

平成27年第4回南関町議会定例会（第3号）

平成27年9月17日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | 報告第2号 | 平成26年度南関町財政健全化判断比率の状況について |
| 日程第2 | 議案第54号 | 南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第55号 | 南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第56号 | 平成26年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第5 | 議案第57号 | 平成26年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第6 | 議案第58号 | 平成26年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第7 | 議案第59号 | 平成26年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第8 | 議案第60号 | 平成26年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第9 | 議案第61号 | 平成26年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第62号 | 平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 議案第63号 | 平成26年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 議案第64号 | 平成26年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議案第65号 | 平成27年度南関町一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第14 | 議案第66号 | 平成27年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第15 | 議案第67号 | 平成27年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第16 | 議案第68号 | 平成27年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1 |

号) について

日程第17 議案第69号 平成27年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号) について

日程第18 議案第70号 平成27年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について

日程第19 議案第71号 字の区域の変更について

日程第20 議案第72号 町道の路線認定について

日程第21 議案第73号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

日程第22 議員提出議案2号 南関町議会地方創生調査特別委員会の設置について

日程第23 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第5号 労働法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書の提出に関する陳情

日程第24 委員会報告について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願

日程第25 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第3号 町道認定についての要望

日程第26 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第6号 改正品確法による「発注関係事務の運用に関する指針」の適正運用についての要望

追加日程第1 議案第74号 南関町副町長の選任につき同意を求めることについて

追加日程第2 議案第75号 工事請負契約の締結について

追加日程第3 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願

追加日程第4 閉会中の継続審査について

「文教厚生常任委員会」

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 立山比呂志君

2番 杉村博明君

3番 井下忠俊君

4番 立山秀喜君

5番 境田敏高君

6番 打越潤一君

7番 鶴地仁君

8番 田口浩君

9番 山口純子君

10番 本田眞二君

11番 橋永芳政君

12番 酒見喬君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(12名)

町長 佐藤安彦君 税務住民課長 菅原力君

副町長 本山一男君 福祉課長 北原宏春君

教育長 大里耕守君 経済課長 西田裕幸君

総務課長 永松泰子君 建設課長 古澤平君

会計管理者 木村浩二君 教育課長 島崎演君

まちづくり課長 大木義隆君 延寿荘長 福井隆一君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 寺本一誠君 書記 坂口智美君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立。礼。おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 報告第2号 平成26年度南関町財政健全化判断比率の状況について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、報告第2号、平成26年度南関町財政健全化判断比率の状況についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第54号 南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、議案第54号、南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第55号 南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、議案第55号、南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第56号 平成26年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、議案第56号、平成26年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、平成26年度南関町一般会計歳入歳出決算認定につ

いては、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第5 議案第57号 平成26年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第5、議案第57号、平成26年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、平成26年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第6 議案第58号 平成26年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第6、議案第58号、平成26年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、平成26年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第7 議案第59号 平成26年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第7、議案第59号、平成26年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、平成26年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第8 議案第60号 平成26年度南関町介護保険事業特別会計歳入事出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第8、議案第60号、平成26年度南関町介護保険事業特別会計歳入事出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、平成26年度南関町介護保険事業特別会計歳入事出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第9 議案第61号 平成26年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第9、議案第61号、平成26年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、平成26年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第10 議案第62号 平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第10、議案第62号、平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第11 議案第63号 平成26年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第11、議案第63号、平成26年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、平成26年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第12 議案第64号 平成26年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算

認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第12、議案第64号、平成26年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、平成26年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第13 議案第65号 平成27年度南関町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第13、議案第65号、平成27年度南関町一般会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、平成27年度南関町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第66号 平成27年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第14、議案第66号、平成27年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、平成27年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第67号 平成27年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第15、議案第67号、平成27年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、平成27年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第68号 平成27年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第16、議案第68号、平成27年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、平成27年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第69号 平成27年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第17、議案第69号、平成27年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号、平成27年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第18 議案第70号 平成27年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第18、議案第70号、平成27年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、平成27年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第19 議案第71号 字の区域の変更について

○議長（酒見 喬君） 日程第19、議案第71号、字の区域の変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号、字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第52号 業務委託契約の締結について

○議長（酒見 喬君） 日程第20、議案第72号、町道の路線認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第73号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（酒見 喬君） 日程第21、議案第73号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議員提出議案2号 南関町議会地方創生調査特別委員会の設置について

○議長（酒見 喬君） 日程第22、議員提出議案2号、南関町議会地方創生調査特別委員会の設置についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 議員提出議案第2号。平成27年9月17日、南関町議会議長、酒見喬様。

提出者、南関町議会議員、境田敏高。賛成者、南関町議会議員、酒見喬、賛成者、南関町議会議員、橋永芳政、賛成者、南関町議会議員、立山比呂志、賛成者、南関町議会議員、杉村博明、賛成者、南関町議会議員、井下忠俊、賛成者、南関町議会議員、立山秀喜、賛成者、南関町議会議員、打越潤一、賛成者、南関町議会議員、鶴地 仁、賛成者、南関町議会議員、田口 浩、賛成者、南関町議会議員、山口純子、賛成者、南関町議会議員、本田眞二。

南関町議会地方創生調査特別委員会の設置について。

地方自治法第109条及び南関町議会委員会条例第5条の規定により次のとおり特別委異界を設置する。

提案理由、全国的に少子高齢化が加速するなか、市町村における問題や課題は多岐にわたり、地域の疲弊化を招いている。これは本町においても同様であり、早急

な対策が求められてきた。地域の活力を取り戻し、活性化を図るため、いま国が推進する地方創生の取り組みを余すことなく活用し、地域の特色や地域資源を生かし、住民に自ら施策を幅広く盛り込んでいく必要がある。そのためには、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であり、総合戦略の策定段階から十分な調査・審議を重ねる必要がある。

これがこの議案を提出する理由である。

記

- 1、特別委員会の名称、南関町議会地方創生に関する調査特別委員会とする。
- 2、設置の目的、本町における人口減少の克服と地方創生についての推進、調査。
- 3、委員の定数、12人とする。
- 4、設置の期限、この特別委員会は、本設置目的が終了するまでとし、議会の閉会中も継続して調査できるものとする。

○議長（酒見 喬君） ただいまから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議員提出議案2号、南関町議会地方創生調査特別委員会の設置の件は可決されました。

-----○-----

日程第23 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第5号 労働法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書の提出に関する陳情

○議長（酒見 喬君） 日程第23、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました陳情第5号、労働法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書の提出に関する陳情について、委員長より審査結果報告書が

提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員長、立山秀喜君。

○文教厚生常任委員長（立山秀喜君） 陳情審査報告を申し上げます。

平成27年9月14日、南関町議会議長、酒見喬様。

文教厚生常任委員会委員長、鶴地 仁。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第5号。

付託年月日、平成27年9月11日。

件名、労働法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書の提出に関する陳情。

審査の結果、不採択。

委員会の意見、9月11日に改正労働者派遣法が成立したためであります。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 委員長の報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第5号を採決します。

お諮りします。

陳情第5号に対する委員長報告は不採択とすることです。

委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、陳情第5号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

-----○-----

日程第24 委員会報告について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

・請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・

街灯設置」を求める請願

○議長（酒見 喬君） 日程第24、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました請願第3号、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 平成27年9月14日。南関町議会議長、酒見喬様。

総務産業常任委員長、立山秀喜。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、請願第3号。

付託年月日、平成27年3月11日。

件名、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願

審査の結果、継続。

委員会の意見、歩道拡張箇所及び既存の通学路の双方の拡幅工事等を協議検討し、関係機関の今後の対応等、陳情のあとの経過も参考に継続審査の必要があるため。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから、請願第3号を採決します。

お諮りします。

請願第3号に対する委員長報告は継続審査とすることです。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、請願第3号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第25 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第3号 町道認定についての要望

○議長（酒見 喬君） 日程第25、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました陳情第3号、町道認定についての要望についてを、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 平成27年9月14日。南関町議会議長、酒見喬様。

総務産業常任委員長、立山秀喜。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第3号。

付託年月日、平成27年6月16日。

件名、町道認定についての要望書。関町4区区長。

審査の結果、不採択。

委員会の意見、要望箇所を現地調査した結果、私有地であり、接続する町道日の出町堀池園線の幅員が狭く、拡幅工事の必要があり、拡幅工事の実施計画等、再度検討をする必要があるため。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号を採決します。

お諮りします。

陳情第3号に対する委員長報告は不採択とすることです。

委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、陳情第3号、町道認定についての要望は、不採択とすることに決定しました。

〔議長、暫時休憩を求めます〕と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） はい。それでは暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） ただいま、11番議員より、要望と陳情は違うのではないかと
というような異議が出たわけでございますけども、陳情の中に要望とかお願いとか
という文言も含まれておるといことで、この陳情第6号といことで取り扱いを
いたします。

次回から、よく議運でこういう要望が出たときに、よく精査をしながらかかりた
いと思います。

以上です。

-----○-----

日程第26 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第6号 「発注関係事務の運用に関する指針」の適正運用につ
いての要望

○議長（酒見 喬君） 日程第26、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました陳情第6号、「発注関係事務の運用に関する
指針」の適正運用についての要望、委員長より審査結果報告書が提出されていま
すので、報告を求めます。

総務産業常任委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 報告の前に、委員会の意見書の中にちょっと誤
字がございますので、訂正のほうお願いいたします。

ヒンカクのカクが「石」偏の「確」といことでございますので、その辺の訂正
お願いいたしたいと思います。

平成27年9月14日。南関町議会議長、酒見喬様。

総務産業常任委員長、立山秀喜。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則
第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第6号。

付託年月日、平成27年9月11日。

件名、「発注関係事務の運用に関する指針」の適正運用についての要望
審査の結果、採択。

委員会の意見、発注関係事務の運用に関する指針、品確法第7条の各項目の適正
な運用を発注者（担当課）が実施するよう定期的に調査を重ねる必要があると思わ
れる。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第6号を採決します。

お諮りします。

陳情第6号に対する委員長報告は採択とすることです。

委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、陳情第6号、「発注関係事務の運用に関する指針」の要望につい
ては、採択とすることに決定しました。

○議長（酒見 喬君） 審議の途中ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） お諮りします。ただいま町長ほかから南関町副町長の選任に
つき同意を求めることについてなど、6件が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程1からについて日程第6として議題にしたいと
思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、南関町副町長の選任について同意を求めることについてなど、6件
を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

[議案書配付]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

事務局長に議案名の朗読をさせます。事務局長。

○議会事務局長（寺本一誠君） [議案書朗読]

-----○-----

追加日程第 1 議案第 7 4 号 南関町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（酒見 喬君） 追加日程第 1、議案第 7 4 号、南関町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 第 7 4 号議案、南関町副町長の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

南関町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第 1 6 2 条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、南関町大字豊永 2 1 4 5 番地。

氏名、雪野栄二。

生年月日、昭和 2 8 年 3 月 3 0 日生まれでございます。

提案理由の御説明を申し上げます。現本山副町長の任期が 1 0 月 2 日をもって任期満了となり、改めて副町長を選任する必要があるため御提案申し上げる次第であります。

雪野栄二氏の学歴、職歴、お人柄等につきましては、もう皆さん御存じのことと思いますが、簡単に説明を申し上げさせていただきます。

昭和 4 8 年 3 月に熊本県農業講習所、現在の熊本県立農業大学校を卒業され、農業改良普及委員の資格を取得されて、同年 9 月から南関郷農協の指導販売課に勤務され、昭和 5 0 年 4 月から南関町役場の臨時職員として 3 年間勤務された後、南関町土地改良区に採用されております。そのあと昭和 5 6 年 1 月からは、南関町役場に採用され、産業振興課、平成 2 年 9 月に土地調査室、そして平成 4 年 4 月から農林課に勤務され、翌年には農業振興係長を命ぜられ、税務課、企画振興課、税務課と勤務され、平成 1 8 年 4 月から経済課に異動され、課長補佐、課長として勤められました。そして平成 2 5 年 3 月 3 1 で 3 1 年間もの間、行政マンとして勤められて定年退職をされおります。また、その後につきましては、再任用職員として平成 2 5 年 7 月から建設課において、公共用地の取得やその交渉などの折衝、現地立ち

会など、建設課の重要な用務を担当し、町政を担っていただき現在に至っております。

皆さん御承知のとおり、雪野氏は町の基幹産業である農業に特に造詣が深く、町の農産物の米に着目し、ブランド化の確立を目指して愛好家の方々とともに大蛇の瞳生産振興会を立ち上げ、農業所得向上に尽力されております。町としてもきれいな空気、きれいな水による付加価値の高い、高品質な作物を振興し、ブランド化を進めておりますので、生産組織の育成、設立も含めて推し進め、加えて農業の大切さ、安心・安全な農作物への取り組みを発信していきたいと考えておりますことから、この雪野氏は非常に貴重な人材であると思うところであります。そのお人柄につきましては、温厚で誠実なお方であります。また、役場の中で課長職に就かれており、地方公共団体の行政運営に詳しいので、地方公共団体の長を補佐し、長の名を受け、農業政策のみならず、行財政全般において健全な運営を図り長の職務を代理する南関町副町長として最も適任の方と思われまますので、ここに御推薦申し上げる次第であります。

何とぞよろしく御同意賜りますよう、お願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

討論がありますので、発言を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 反対の立場で意見を述べます。

全協で反対理由を3点挙げて意見を言いましたが、議案上程されましたので、2点反対意見を述べます。

まず、1点目は能力の面からです。町長、副町長は町の顔となります。経験と知識と人格、リーダーとしての力量が極めて重要です。人にはいろいろな面があり、十人十色といいます。一から十まで本人のことを知っている、理解している人はなかなかいないと思います。したがって知っている範囲で判断しなければなりません、私が知っている範囲で判断するとなると私は反対です。

また、優れている、秀でていたといった評判も聞いたことがありません。もっとふさわしい人がいるはずだ。しっかり探してほしい。重要な役職には、人がよい、好かれる、経験があるだけではだめだと思います。次は町長だと目されるような人物であってほしいと思います。

もう1点は民間の活力を生かすという面からです。地方創生が叫ばれる中、企業誘致、斬新なアイデアといったものを生かすためには、是非とも民間から選んでほしいというのがあります。町長も副町長ももっと役場職員が緊張感に欠ける、思考力低下を招くと心配する者であります。町長か、副町長どちらかが庁舎にいて、職員がびりびりするといった緊張感がほしいと思います。緊張が緩んだときに職員の不祥事が発生しております。

昔、忠臣蔵というのがありました。皆さん方もよく御存じだと思います。しかしこれは江戸家老がしっかりしておれば、勅使下向もなかったであろうし、もし仮に勅使下向を受け入れたとしても危機管理マニュアル、供給のマニュアルをきちっと整備しておれば、赤穂浪士の討ち入りはなかったと思います。家老がぼんやりしてたから結局は浅野内匠頭は切腹になるし、家臣団は路頭に迷ったわけです。ですから家老というのは非常に大事な役目であります。

そういう中で現代は今地方創生が叫ばれております。地方創生が叫ばれる中、南関町の荒廃ここ3年にある。職員に対し、職員になお一層奮励努力せよと檄を飛ばすような副町長が私はほしい、存在感のある民間人から、それがだめなら町役場以外の公務員、あるいは団体職員の中、そういった方を推薦すべきだと申し上げて反対の意見を終わります。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 私は賛成の立場から意見を申し上げます。

先日の全協の場でも申し上げましたとおり、何十年というその悲願でありました県道南関荒尾線におきまして、路線上の長山の宮尾よりの地区です。どなたも南関の方なら御存じと思いますが、地権者の方の反対でなかなか拡幅が困難な状態が何十年も続いておりました。そのことに対して、退職された後の建設課勤務の中での話とはいえ、荒尾市、玉名市あたりまで行って交渉を重ねられて、あとは時間の問題というところまで地権者の了解を取っていただきました。このことには私は大変感謝申し上げますし、たいした力量と評価もしているところでございます。

また、町長もさっきおっしゃいましたとおり、これからの農業は高齢化が続く中で、如何にして継続をさせながら田畑、この南関の風景をいかに守っていくかということが非常に重要と思いますが、そこにはやはり農業のかなり詳しい方が副町長になられたほうが、町長自身が行政マンとして、また農業にそう携わってきておられないという事情も含めると、副町長にはぜひその農業に詳しい方のほうが、総合的にいいんじゃないかと、私自身は判断するところです。私は賛成です。

○議長（酒見 喬君） 次に、反対の意見の方はいらっしゃいませんか。2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 2番議員の杉村です。

私のほうから、今回佐藤町長から副町長人事案が提出された件について、私から反対の意見を述べさせていただきます。

私は、町長の町政、南関町の将来について不安を感じる人事案と察するものであります。まず、提案があった雪野栄二氏は、元役場職員であり、職員時代は農業関係に関する職務がほとんどで、詳しいのは私も十分に承知しております。果たしてほかの業務についてどうだったかは疑問であります。また、農業関係者全体からすれば、ごく一部の関係者には非常に親切に接し、受けはよかったものの、全体の農業関係者からすれば差別的な扱いをし、職員の時代からされてきた方であり、人物的信頼性に疑問を生じるものであります。この人事案については、当初から町長が考えてこの方を選出したものではなく、後援会の一部からお願いされ、仕方なく選出されたもので町長の意志ではなかったものと思います。私は、町長に強い意志で自分の右腕となり、これからの南関町の町長に次ぐ、第二の顔として活躍していただき、ますます南関町が発展するような方を選出して、町民の方に不安を与えない、安心して町民の方が暮らせる町になるような、南関町町民が誇れる人物を副町長にお願いしたいと今でも思っております。

副町長人事案を上程された以上、佐藤町長が決心されたものと判断せざるを得ないもので非常に残念で仕方ありません。南関町には第一産業、農業、商工業関係といろいろあります。いろいろな分野があります。佐藤町長がどうしても今回、自分の意志にそぐわない人物を上げてこられたのは、何らかの圧力がかけられたものと察します。支持者の中には、反対されてる方がいらっしゃることと思います。上程された以上遅いですが、人事案に反対の方々は町長のことを真剣に心配され、町長の進退を不安に思われ、今後の南関町町政の舵取りが心配されるところであります。私は、このような状況から見て、今回、議会に上程された副町長人事案には反対をいたします。

最後に言いたいのは、私は、町長にしっかりと、はっきりともの申す助言者でいたいと思っております。賛成するところは一番に賛成し、反対しなくてはならないところも一番になって反対をし、間違いは間違いで正してまいりたいと存じます。この副町長人事案に対しましては、町民の方々の本当にためになる人事か疑うものであります。また、現職員の意志を先ほど鶴地議員のほうからもありましたように、本当職員の意志向上、意識向上、仕事に対する意欲、そういったものにも非常にかける人物ではないかと思っております。また、これまで町長がやってこられた姿勢に対しましても、私は本当に頑張っていると思っております。でもこの副町長人事案に対しましては、非常にこの人物で本当にいいのか、対外的な面もできるのか、本当に

不安に思います。町長が補佐するものとは思いますが、この第二の顔となる副町長、雪野氏のほうでは、私はどうしてもこの方が今までやってこられた職員時代からの経験、功績等、それは農業関係者には本当に一部の方には受けはよかったと思います。でも先ほども申しましたように、全体からすれば不平不満が本当あります。耳にされた方もいらっしやると思います。このことを十分心に命じて、上げてもらいたかったんですけど、まだほかに優秀な人材がおられたと思います。その方々を無視して、今回自分の意志ではなく、先ほども申しましたように、自分の意志ではなく、最初自分の意志ではなく、後援会の中から上げられたと察しますが、自分の本当の意志で上げられたものなら私は大賛成で、頑張れと言います。でも今後の町の町政を考えると、この方ではどうしても納得いきません。私は大反対でこの意見を述べさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（酒見 喬君） 反対者の意見はありませんか。

失礼しました。賛成者の方の意見はありませんか。11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 私は賛成の立場で発言いたします。

町長は自分の女房役というようなことで、信じて選ばれたと思います。これから先の南関町のまちづくり、そしてまた今、地域創生というようなことで非常に大事な時期でございます。そういったときに選ばれた人というようなことでございますので、私は賛成でございます。

以上です。

○議長（酒見 喬君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第74号、南関町副町長の選任につき同意を求めることについては、可決されました。

-----○-----

追加日程第2 議案第75号 工事請負契約の締結について

○議長（酒見 喬君） 追加日程第2、議案第75号、工事請負契約の締結についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 第75号議案、工事請負契約の締結について提案理由及び議案の説明をいたします。

今回提案いたします工事は、南関町トンネルの維持管理修繕計画に基づく松風トンネルの補修工事でございます。

トンネル点検の結果、既設の腹腔コンクリート部分に空洞化や浮きや剥落が見られました。ここで必要な箇所について補強を行うものでございます。

松風トンネルの総延長が173メートルございますが、そのうち防田側の入り口から64メートル。反対側の下長谷側の4メートルの合わせて68メートルにPCL板のコンクリート二次製品71枚を乗せ、このPCL板と既設のコンクリートの隙間にエアモルタルを注入して補強し、また、地山と既設のコンクリートの隙間には、可塑性エアモルタルを注入する工法をとることとしているものでございます。

また、トンネルの照明につきましては、13機のLED照明を設置するとする工事でございます。

入札は、岩下建設株式会社など町外業者が3社及び町内業者4社による指名競争入札を電子入札で行いました。

平成27年9月4日午前9時から開札を行いましたところ、津留建設株式会社が、税抜き価格の6,980万円で落札をしております。このことを受けまして、9月8日に津留建設と町とで工事請負の仮契約を締結をいたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案書で説明いたします。議案書を御覧ください。

工事名は、松風トンネル補修工事でございます。南関町大字関町の地内で、工期は、議会の議決を得た日の翌日から平成28年2月29日までとしております。契約金額は、税込みで7,538万4,000円となります。契約の相手方は、南関町大字関町1236番地 津留建設株式会社でございます。この入札の方法としましては、指名競争入札で入札を行っているところでございます。

以上説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（酒見 喬君） ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第75号、工事請負契約の締結については可決されました。

-----○-----

追加日程第3 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

・請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願

○議長（酒見 喬君） 追加日程第3、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員長から、委員会において審査中の請願第3号の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申請書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第4 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました、所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました、所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました、本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正等の字句整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで、平成27年第4回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
平 成 27 年 第 4 回 定 例 会

平成 27 年 9 月 発 行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 酒 見 喬
編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 寺 本 一 誠
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111